

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	東京都足立区在住 67歳の女性	平. 18. 3. 20	石綿肺 (指定疾病外)	平. 18. 9. 26	平. 18. 11. 16	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄却 審査請求人の夫は、指定疾病に起因して死亡したものではなく、また、現時点で、指定疾病が「中皮腫」及び「気管支及び肺の悪性新生物」とされていることには、合理的な理由があり、手続的に違法、不当な点はない	審査請求人の夫は、昭和12年東京都練馬区で出生 40年近く解体工事に従事 死亡年月は、平成16年11月(享年67歳) 死亡時の居住地は、東京都足立区
2	さいたま市浦和区在住 69歳の女性	平. 18. 3. 31	中皮腫	平. 18. 10. 30	平. 18. 11. 15	特別遺族弔慰金の支給	原処分を取り消す 審査請求人は、前夫と離婚後も前夫が死亡するまで事実上婚姻関係と同様の事情にあり、前夫の死亡の当時前夫と生計を同じくしていたと認められるので、処分庁が行った原処分には事実誤認がある	審査請求人の夫は、昭和14年埼玉県熊谷市で出生 20年余り自動車整備、営業等に従事、その後死亡時まで自営業 死亡年月は、平成17年7月(享年66歳) 死亡時の居住地は、さいたま市中央区
3	同上	同上	同上	同上	同上	特別葬祭料の支給	同上	同上
4	兵庫県芦屋市在住 75歳の男性	平. 18. 4. 6	肺がん	平. 18. 10. 18	平. 18. 11. 22	特別遺族弔慰金の支給	棄却 審査請求人の妻が石綿を吸入することにより指定疾病である肺がんにかかったことを証明できる資料がなく、その死亡の原因が当該指定疾病であると認めることはできない	審査請求人の妻は、昭和9年広島県府中市で出生 約10年事務に従事 死亡年月は、平成3年1月(享年56歳) 死亡時の居住地は、兵庫県芦屋市
5	同上	同上	同上	同上	同上	特別葬祭料の支給	同上	同上

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
6	大阪府高槻市在住 64歳の男性	平. 1 8 . 3 . 2 7	胸膜肥厚 (指定疾病外)	平. 1 8 . 1 0 . 2 4	平. 1 8 . 1 2 . 1 5	認 定	棄 却 審査請求人は、指定疾病にかかっているとは認められず、また、現時点で、指定疾病が「中皮腫」及び「気管支及び肺の悪性新生物」とされていることには、合理的な理由があり、手続的に違法、不当な点はない	審査請求人の居住歴、職歴等に関する資料は存在しないため不詳
7	福岡県鞍手郡在住 74歳の男性	平. 1 9 . 7 . 2 0	肺がん	平. 1 9 . 1 2 . 1 2	平. 2 0 . 2 . 2 2	認 定	却 下 本件審査請求は、審査請求期間(60日)を徒過している 徒過した理由はいずれも主観的な事情であって、「やむを得ない理由」に該当するものとは認められない	審査請求期間の60日以内を6か月以内と誤認したこと、審査請求に必要な書類手続の不知を理由としたもの